

広島県介護ロボット導入支援事業実施要領

第1条 趣旨

この要領は、広島県地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護ロボット導入支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

介護ロボットは介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するために有効であるが、市場化されて間もない状況にあるものが多く高額である。そのため、広く一般の介護事業所における取組みの参考となるよう先駆的な取組みに対して支援を行うことで、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、介護人材確保に繋げることを目的とする。

第3条 事業概要

広島県内の介護事業者が介護ロボットを導入する際にかかる経費の一部を補助する。本事業の実施運営は、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロックが広島県より補助金を受けて実施する。

(1) 対象事業所

介護保険法の指定を受け、広島県内に所在する介護サービス事業者

※広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が実施する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」の認証を受けている介護サービス事業者を優先する（申請中を含む）。

(2) 補助の対象範囲

(i) 介護ロボット

次のア～ウの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

ア 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット等

ウ 市場的要件

・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(ii) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。

- ・ W i - F i 環境を整備するために必要な経費
(モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の W i - F i 非対応型のインカムを含む)

※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

ただし、(i) (ii) とともに次に掲げる経費は補助の対象としない。

- ア メンテナンスに係る経費及び通信費
- イ 設置工事費
- ウ 保険料
- エ 消費税
- オ その他本事業として適当とは認められないと選定委員会が判断した経費

(3) 補助金の交付額等

(i) 介護ロボット

ア 補助額

1 機器につき補助額 30 万円。ただし、60 万円未満のものは価格に 2 分の 1 を乗じて得た額が上限。

イ 1 回あたりの限度台数

利用定員数を 10 で除した数を限度台数とする。

ウ 介護ロボット導入計画との関係

1 計画につき、1 回の補助とする。

(ii) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

ア 補助額

1 事業所につき補助額 30 万円。ただし、60 万円未満のものは経費に 2 分の 1 を乗じて得た額が上限。

イ 介護ロボット導入計画との関係

1 事業所につき、1 回の補助とする。

(4) 交付の除外要件

交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員となっている団体

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- エ 次に掲げる暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (エ) 契約の相手が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(5) 申請採択の選定基準

募集期間内に受け付けた案件について、「広島県ICT・介護ロボット導入支援事業申請案件選定委員会」にて審査し、採択可否、優先順位及び申請一件あたりの補助限度台数を決定する。（別紙 選定委員会設置要綱）

(6) 導入計画及び使用状況報告

- ア 介護ロボットを導入する事業者は、介護負担軽減のための「介護ロボット導入計画」を作成する。（別紙 様式1）
また、導入計画の作成にあたって、事業所全体で介護ロボット導入についての検討を行い、その協議録を添付する。（参考様式1）
導入初年度も、令和3年3月末日までに報告を必要とする。
- イ 導入後3年間、介護サービス事業所における介護ロボットの毎年度の使用状況について、「介護ロボット使用状況報告書」を年1回提出する。（別紙 様式2）
また、報告書の提出にあたって、事業所全体で介護ロボット導入についての効果検証を行い、その協議録を添付する。（参考様式2）
あわせて、介護ロボットの導入・運用にあたりマニュアル等を作成した場合は添付する。（任意様式）
報告は毎年2月末日までに行わなければならない。

(7) 実績報告

次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

- ア 請求書もしくは納品書
- イ 領収書

(9) 受付期間

令和2年8月25日～令和2年12月25日

(10) その他

他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象とはならない。

(11) 申請・問い合わせ先

一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック事務局
〒731-0124 広島県広島市安佐南区大町東 1-18-44 (日本基準寝具(株)内)

TEL : (082) 877-1079 FAX : (082) 877-1323

E-mail : jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp

URL (申請書ダウンロード先) : <https://www.fukushiyogu-hiroshima.jp>